

1 市町村民所得推計の概念について

市町村民所得推計は、国における国民経済計算、県における県民経済計算と共通する基本的な考えや仕組みに基づいて構成されており、市町村という行政区域での一定期間(通常1年間)の経済活動の成果を表わしたものである。

本県では、(1)生産、(2)分配(参考:家計)の二面から市町村民所得推計を行っている。

(1)生産(市町村内総生産)

市町村内で生産された財貨・サービスの売上高を貨幣評価したもの(産出額)から、原材料・光熱費などの経費(中間投入額)を控除したものが、市町村内総生産となる。

経済主体は、①「産業」、②「政府サービス生産者」及び③「対家計民間非営利サービス生産者」に大別される。

項目	内容	具体例
① 産業	<p>利潤の獲得(市場において生産コストを上回る価格で販売すること)を目的として生産するもので、主に民間企業の事業所からなる。</p> <p>また、コスト構造、生産物の性格や処分面で民間企業と類似している政府関係機関(公的企業)も含まれる(例:公立病院、水道局など)。</p>	民間企業 公的企業 など
② 政府サービス生産者	<p>政府機関(国、県、市町村)のうち、 利潤の獲得を目的としないサービス(※)を供給するものをいう。 ただし、産業に含まれる公的企業は除外される。</p> <p>※政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような社会の共通目的のために行われる性格のサービス(国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービス)</p>	中央政府 (国出先機関)、県、市町村、社会保障基金 など
③ 対家計民間非営利サービス生産者	<p>個人の自発的な意志に基づいて組織され、その活動は利益の追求を目的とせず、他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを家計に提供する団体をいう。</p> <p>その活動資金は、会員からの会費、寄付金、補助金によって調達されている。</p>	私立学校、 宗教団体、 労働組合、 政党など

【(1)生産(市町村内総生産)と(2)分配(市町村民所得)の関係】

$$\text{※ (1)総生産} - \text{固定資本減耗(減価償却費+資本偶発損)} = \text{純生産}$$

$$\text{※ 純生産} - \text{(生産・輸入品に課される税-補助金)} = \text{市町村内の要素所得}$$

$$\text{※ (2)市町村民所得} = \text{市町村内の要素所得} + \text{市町村外からの要素所得(純)※}$$

※市町村外からの要素所得(純)

市町村内での居住者と就業者との差などから生じるもので、市町村内居住者が市町村外で就業していれば加算される。

(2)分配(市町村民所得)

市町村内居住者の生産活動によって発生した付加価値が、その活動の主体である市町村民(個人だけでなく、企業や政府等を含む)にどのように分配されたかを示したもの。

一人当たり市町村民所得は、市町村経済の水準を表す指標として用いられる。

※個人の所得(年収)を示すものではないことに注意。

※「(1)市町村内総生産」は、市町村という場所に着目した属地主義(内ベース)であり、「市町村民所得」は、市町村民という人に着目した属人主義(民ベース)である。

①「雇用者報酬(労働提供者に対する賃金)」、②「財産所得(資本・土地提供者に対する利子・配当・賃貸料)」及び③「企業所得(企業に対する利潤)」から構成される。

項目	解説	内容
① 雇用者報酬	<p>雇用者とは、市町村内に常時居住地を有し、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。</p> <p>雇用者報酬は、 (a)「賃金・俸給」、 (b)「雇主の社会負担」に分類される。</p>	<p>(a)「賃金・俸給」 ＝現金給与、現物給与、役員給与、議員歳費、給与住宅差額家賃</p> <p>(b)「雇主の社会負担」 ＝社会保障基金及び金融機関である年金基金への雇主負担、退職一時金(※)、公務災害補償費、その他</p> <p>※退職一時金等は、雇用者報酬として一定額(雇主の帰属社会負担)が雇用者に支払われ、同額を雇用者が無基金社会保険に拠出し(帰属社会負担)、退職時などに無基金社会保険から雇用者に払い戻される(無基金雇用者社会給付)ものとみなされ、雇用者報酬に含まれる。</p>
② 財産所得	<p>財産所得は、ある経済主体が所有する金融関係資産、土地及び著作権・特許権などの無形資産を、他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得の移転のこと。</p> <p>非企業(「一般政府」、「家計」及び「対家計民間非営利団体」)の (a)「利子」、 (b)「配当」及び (c)「賃貸料」から構成される。</p>	<p>(a)「利子」＝預貯金利子、消費者ローン利子など</p> <p>(b)「配当」＝配当金、役員賞与など</p> <p>(c)「賃貸料」＝土地の賃貸料、著作権及び特許権の使用料など</p> <p>※(c)「賃貸料」には、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。</p>
③ 企業所得	<p>企業所得とは、営業余剰・混合所得(※)に、受け取った財産所得を加え、支払った財産所得を除いたもの。</p> <p>企業会計における経常利益に近い概念である。</p> <p>※営業余剰・混合所得は、「用語の解説」を参照</p>	<p>(a)「民間法人企業」、 (b)「公的企業」、 (c)「個人企業」に分類される。</p> <p>※(b)「公的企業」＝日本銀行、地方公営企業など</p>

(参考)家計(家計所得…(2)の参考部門)

家計(個人企業を含む)の受取所得を把握する目的で、(2)分配(市町村民所得)の受取項目・支払項目を組み替えて求めたもの。

※個人企業所得において、「持ち家の企業所得」などを含むため、個人の所得(年収)を表すものではないことに注意。

①「雇用者報酬」、②「個人企業所得」、③「家計の財産所得(純)」、④「社会保障給付」、⑤「その他の経常移転(純)」から構成される。

項目名	解説	内容
①雇用者報酬	(2)分配(市町村民所得)の ①雇用者報酬と同じ	「賃金・俸給」「雇主の社会負担」
②個人企業所得	(2)分配(市町村民所得)の ③企業所得の(c)「個人企業」分	(2)分配(市町村民所得)の ③企業所得の(c)個人企業に分類されたものと同じ。 ※「持ち家の企業所得」を含む。
③家計の財産所得(純)	(2)分配(市町村民所得)の ②財産所得の「家計」分	(a)「利子」=預貯金利子、消費者ローン利子など (b)「配当」=配当金、役員賞与など (c)「賃貸料」=土地の賃貸料、 著作権及び特許権の使用料など ※(c)「賃貸料」には、構築物(住宅を含む)、設備、 機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。
④社会保障給付	社会保障基金(一般政府)から家計への社会給付 (a)年金など現金により支払われるもの、 (b)高額医療、出産給付金など家計に対して払い戻しの形で給付するもの、 (c)国民健康保険等による医療保険給付分、後期高齢者医療給付分及び介護保険給付分など家計に対して、直接サービスを支給するものがある。	健康保険、後期高齢者医療給付、厚生年金、児童手当など
⑤その他の経常移転(純)	損害保険金、社会扶助金、無基金雇用者社会給付、寄付金・負担金・仕送り金等(受取)を加えたものから、損害保険純保険料、対家計民間非営利団体への経常移転、帰属社会負担、寄付金・負担金・仕送り金等(支払)を差し引いたもの。	損害保険、社会扶助金(生活保護費、遺族等年金、恩給、無償の奨学金など)、無基金雇用者社会給付(公務災害補償、労働災害に対する見舞金、退職一時金など)、寄付金、負担金、貸倒金、仕送り金、贈与金など

※「持ち家の企業所得」

市町村民所得推計では、「持ち家」の所有者は、自己を賃借人とする住宅賃貸業経営者(個人企業)として取り扱っており、家賃を得たと仮定し所得に計上している。